

○宮崎大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター運営委員会規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成19年3月5日 平成19年6月12日  
平成20年3月19日 平成24年3月28日  
平成27年9月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院総合周産期母子医療センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、総合周産期母子医療センターの運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総合周産期母子医療センター長
  - (2) 副総合周産期母子医療センター長
  - (3) 小児科の科長及び副科長
  - (4) 産科婦人科の科長及び副科長
  - (5) 小児科及び産科婦人科以外の診療科の科長のうちから3人(内科系から1人、外科系から2人とする。)
  - (6) 医学部及び医学部附属病院の准教授又は講師のうちから2人(内科系及び外科系から各1人とする。)
  - (7) 看護部長
  - (8) 総合周産期母子医療センター担当看護師長
  - (9) 医事課長
  - (10) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第5号、第6号及び第10号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、総合周産期母子医療センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。
  - 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成19年6月12日から施行する。

附 則  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年10月1日から施行する。